

第 T 5 5 作 業 班 設 置 要 綱

1998 年（平成 10 年）5 月 29 日
第 2 0 回規格会議決定

1 設置

規格会議運営細則（以下「細則」という。）第 1 8 条の規定に基づき、「有料道路自動料金収受システム標準規格（A R I B S T D - T 5 5）」の維持改訂を行うため、第 T 5 5 作業班（以下「作業班」という。）を設置する。

2 審議事項

作業班は、「有料道路自動料金収受システム標準規格（A R I B S T D - T 5 5）」に関する改訂等の原案を作成する。

3 構成

- 一 作業班は、細則第 1 9 条の規定に基づき構成する。
- 二 作業班には、細則第 2 0 条の規定に基づき主任及び副主任を置く。

4 設置期間

作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

5 委任

作業班に関する必要なその他の事項は、作業班において別に定める。